

○経済産業省告示第三百三十四号

国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の規定に基づき、国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年六月二十二日

経済産業大臣 萩生田光一

国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(用語の定義等)

第一条 この告示において使用する用語は、国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一～八 「略」

九 充填可能期限年月 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める年月

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 容器を製造した年月（容

(用語の定義等)

第一条 この告示において使用する用語は、国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一～八 「略」

九 充填可能期限年月 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める年月

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 容器を製造した年月（容

---

器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した年月をいう。以下単に「容器を製造した年月」という。の前月から起算して十五年を経過した年月（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるものに用いる国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が当該容器を製造した年月の前月から起算して二十年を経過した年月と定めた場合には、当該年月）

ロ・ハ 「略」

---

器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した年月をいう。第五十九条第一項第十一号において同じ。）の前月から起算して十五年を経過した年月

ロ・ハ 「略」

---

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のサイクル試験等)

第十五条 容器は、容器の型式ごとに、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第三百三十四号5.1.から5.4.までに定めるサイクル試験その他の試験を、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第四百十六号5.1.から5.4.までに定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならぬ。ただし、型式承認を受

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のサイクル試験等)

第十五条 容器は、容器の型式ごとに、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第三百三十四号5.1.から5.4.までに定めるサイクル試験その他の試験を、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第四百十六号5.1.から5.4.までに定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならぬ。

---

けた容器の型式について、協定規則第三百三十四号附則5.に定める設計変更をしようとするときは、協定規則第三百三十四号5.1.から5.4.までに定めるサイクル試験その他の試験に代えて、当該設計変更の区分に応じてそれぞれ協定規則第三百三十四号附則5.に定めるサイクル試験その他の試験とすることができる。

(国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用  
容器のサイクル試験等)

第十八条 容器は、容器の型式ごとに、協定規則  
第一百十号11.並びに附則3Aの6.13.、6.14.及び6  
.15.並びに継目なし容器にあつては協定規則第

(国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用  
容器のサイクル試験等)

第十八条 容器は、容器の型式ごとに、協定規則  
第一百十号11.及び附則3Aの6.13.、6.14.、6.15.  
及び11.並びに継目なし容器にあつては協定規

百十号附則3Aの7.3、7.4及び7.5、フープラップ容器にあつては協定規則第百十号附則3Aの8.4、8.5及び8.6、金属ライナー製フルラップ容器にあつては協定規則第百十号附則3Aの9.4、9.5及び9.6、プラスチックライナー製フルラップ容器にあつては協定規則第百十号附則3Aの10.5、10.6及び10.7に定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならぬ。ただし、型式承認を受けた容器の型式について、協定規則第百十号附則3Aの6.17に定める設計変更をしようとするときは、協定規則第百十号附則3Aの6.13に定めるサイクル試験その他の試験に代えて、当該設計変更の

則第百十号附則3Aの7.3、7.4及び7.5、フープラップ容器にあつては協定規則第百十号附則3Aの8.4、8.5及び8.6、金属ライナー製フルラップ容器にあつては協定規則第百十号附則3Aの9.4、9.5及び9.6、プラスチックライナー製フルラップ容器にあつては協定規則第百十号附則3Aの10.5、10.6及び10.7に定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならぬ。

区分に応じてそれぞれ協定規則第百十号附則3Aの6.17.に定めるサイクル試験その他の試験とすることができる。

(国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用  
容器のサイクル試験等)

第二十一条 容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百十号II.並びに附則3Bの4.10.及び4.11.に定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならない。ただし、型式承認を受けた容器の型式について、協定規則第百十号附則3Bの4.13.に定める設計変更をしようとするときは、協定規則第百十号附則3Bの4.10

(国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用  
容器のサイクル試験等)

第二十一条 容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百十号II.並びに附則3Bの4.10.及び4.11.に定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならない。

・に定めるサイクル試験その他の試験に代えて、当該設計変更の区分に応じてそれぞれ協定規則第百十号附則3Bの4.13.に定めるサイクル試験その他の試験とすることができる。

(容器再検査における容器の規格の基準)

第五十一条 規則第十七条第一項第三号及び同条第二項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める期間を経過していないこと。

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車

(容器再検査における容器の規格の基準)

第五十一条 規則第十七条第一項第三号及び同条第二項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める期間を経過していないこと。

イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車

---

燃料装置用容器 刻印等において示された  
製造年月から十五年（専ら乗用の用に供す

る自動車であつて乗車定員十人以上のもの  
及び貨物の運送の用に供する自動車であつ  
て車両総重量三・五トンを超えるものを用  
いる国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置  
用容器にあつては、容器製造業者が当該容  
器の充填可能期限年月を当該容器を製造し  
た年月の前月から起算して二十年を経過し  
た年月と定めた場合には、その期間）

ロ 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装  
置用容器 製造年月から刻印等において示  
された充填可能期限年月までの期間

---

燃料装置用容器 刻印等において示された  
製造年月から十五年

ロ 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装  
置用容器 製造年月から刻印等において示  
された充填可能年月までの期間

---

ハ 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器 製造年月から刻印等において充填可能期限年月が示されている場合にあっては、製造年月から当該充填可能期限年月までの期間

二・三 「略」

2 「略」

別表（第二条関係）

一 規則第二条第五号イ及び第六号イの経済産	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン
-----------------------	---

ハ 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器 製造年月から刻印等において充填可能年月が示されている場合にあっては、製造年月から当該充填可能年月までの期間

二・三 「略」

2 「略」

別表（第二条関係）

一 規則第二条第五号イ及び第六号イの経済産	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン
-----------------------	---

---

---

業大臣が定  
める国、地  
域又は機関

ン、セルビア、英国、オ  
ーストリア、ルクセンブ  
ルク、スイス、ノルウェ  
ー、フィンランド、デン  
マーク、ルーマニア、ポ  
ーランド、ポルトガル、  
ロシア、ギリシャ、アイ  
erland、クロアチア、  
スロベニア、スロバキア  
、ベラルーシ、エストニ  
ア、モルドバ、ボスニア  
・ヘルツェゴビナ、ラト  
ビア、ブルガリア、カザ

---

---

---

---

業大臣が定  
める国、地  
域又は機関

ン、セルビア、英国、オ  
ーストリア、ルクセンブ  
ルク、スイス、ノルウェ  
ー、フィンランド、デン  
マーク、ルーマニア、ポ  
ーランド、ポルトガル、  
ロシア、ギリシャ、アイ  
erland、クロアチア、  
スロベニア、スロバキア  
、ベラルーシ、エストニ  
ア、モルドバ、ボスニア  
・ヘルツェゴビナ、ラト  
ビア、ブルガリア、カザ

---

---

---

---

フスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、北マケドニア、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア、エジプト、ナイジェリア及びパキ

---

---

---

---

フスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、北マケドニア、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア、エジプト及びナイジェリア

---

---

<p>二 規則第二 条第五号ロ 及び第六号 ロの経済産 業大臣が定 める国、地 域又は機関</p>	<p>スタン ドイツ、フランス、イタ リア、オランダ、スウェ ーデン、ベルギー、ハン ガリー、チェコ、スペイ ン、セルビア、英国、オ ーストリア、ルクセンブ ルク、スイス、ノルウェ ー、フィンランド、デン マーク、ルーマニア、ポ ーランド、ポルトガル、 ロシア、ギリシャ、アイ erland、クロアチア、</p>
---	--

<p>二 規則第二 条第五号ロ 及び第六号 ロの経済産 業大臣が定 める国、地 域又は機関</p>	<p>ドイツ、フランス、イタ リア、オランダ、スウェ ーデン、ベルギー、ハン ガリー、チェコ、スペイ ン、セルビア、英国、オ ーストリア、ルクセンブ ルク、スイス、ノルウェ ー、フィンランド、デン マーク、ルーマニア、ポ ーランド、ポルトガル、 ロシア、ギリシャ、アイ erland、クロアチア、</p>
---	--

---

---

スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、北マケドニア、欧州連合、ウクライナ、南アフリカ共和国、キプロス、マルタ、マレーシア、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマ

---

---

---

---

スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、北マケドニア、欧州連合、ウクライナ、南アフリカ共和国、キプロス、マルタ、マレーシア、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマ

---

---

	<p>三 規則第二 条第五号ハ 及び第六号 ハの経済産 業大臣が定 める国、地 域又は機関</p>
<p>リノ、チュニジア、ジヨ ーリア、エジプト、ナイ ジェリア及びパキスタン</p>	<p>ドイツ、フランス、イタ リア、オランダ、スウェ ーデン、ベルギー、ハン ガリー、チェコ、スペイ ン、セルビア、英国、オ ーストリア、ルクセンブ ルク、スイス、ノルウェ ー、フィンランド、デン マーク、ルーマニア、ポ ーランド、ポルトガル、</p>

	<p>三 規則第二 条第五号ハ 及び第六号 ハの経済産 業大臣が定 める国、地 域又は機関</p>
<p>リノ、チュニジア、ジヨ ーリア、エジプト及びナ イジェリア</p>	<p>ドイツ、フランス、イタ リア、オランダ、スウェ ーデン、ベルギー、ハン ガリー、チェコ、スペイ ン、セルビア、英国、オ ーストリア、ルクセンブ ルク、スイス、ノルウェ ー、フィンランド、デン マーク、ルーマニア、ポ ーランド、ポルトガル、</p>

---

---

ロシア、ギリシヤ、アイ  
ルランド、クロアチア、  
スロベニア、スロバキア  
、ベラルーシ、エストニ  
ア、モルドバ、ボスニア  
・ヘルツェゴビナ、ラト  
ビア、ブルガリア、カザ  
フスタン、リトアニア、  
トルコ、アゼルバイジャ  
ン、北マケドニア、欧州  
連合、オーストラリア、  
ウクライナ、南アフリカ  
共和国、ニュージール  
ン

---

---

---

---

ロシア、ギリシヤ、アイ  
ルランド、クロアチア、  
スロベニア、スロバキア  
、ベラルーシ、エストニ  
ア、モルドバ、ボスニア  
・ヘルツェゴビナ、ラト  
ビア、ブルガリア、カザ  
フスタン、リトアニア、  
トルコ、アゼルバイジャ  
ン、北マケドニア、欧州  
連合、オーストラリア、  
ウクライナ、南アフリカ  
共和国、ニュージール  
ン

---

---

ド、キプロス、マルタ、  
大韓民国、マレーシア、  
タイ、アルバニア、アル  
メニア、モンテネグロ、  
サンマリノ、チュニジア  
、ジョージア、エジプト  
、ナイジェリア及びパキ  
スタン

ド、キプロス、マルタ、  
大韓民国、マレーシア、  
タイ、アルバニア、アル  
メニア、モンテネグロ、  
サンマリノ、チュニジア  
、ジョージア、エジプト  
及びナイジェリア

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和四年六月二十二日から施行する。